

行政常任委員会報告

令和 8 年 2 月 24 日
午後 1 時 30 分開議
委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 令和 7 年中における火災、救急救助等の出動状況について
- (2) 南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
- (3) 夕張市火災予防条例の一部改正について

2 教育課

- (1) 指定管理者の指定について
- (2) 平和運動公園におけるネーミングライツ契約の更新について

3 地域振興課

- (1) 夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について
- (2) 夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定について
- (3) 夕張市農業委員会における委員の募集について

4 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例の一部改正について
- (2) 夕張市営住宅等指定管理者の選定について

5 上下水道課

- (1) 夕張市水道事業経営戦略の改定について

6 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) コミュニティセンター指定管理者の指定について
- (3) ごみ広域処理に係る検討・協議経過について

7 生活福祉課

- (1) 夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

8 総務企画課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- (3) 夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

9 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
(2) 令和7年度補正予算について(補正予算調書)
10 選挙管理委員会
(1) 第51回衆議院議員総選挙の執行について
-

◎出席委員(7名)

高間澄子君
荒井周司君
徳谷康憲君
工藤政則君
君島孝夫君
櫻井 暁君
千葉 勝君

◎欠席委員(0名)

◎出席者職氏名

| | |
|--------------------|--------|
| 議長 | 大山修二君 |
| 総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長 | |
| | 板垣克巳君 |
| 地域振興課長 | 瀧口健太君 |
| 財政課長 | 芝木誠二君 |
| 財政課主幹兼係長 | 池 徳嗣君 |
| 建設課長 | 佐藤浩一君 |
| 土木課長 | 阿部充雅君 |
| 上下水道課長 | 矢久保六玄君 |
| 上下水道課主幹兼庶務係長 | 本間功雅君 |
| 市民課長 | 外崎伸一君 |
| 保健福祉課長 | 鈴木茂徳君 |
| 生活福祉課長兼福祉事務所長 | 平塚浩一君 |
| 教育課長 | 押野見正浩君 |
| 消防長兼次長 | 松倉暢宏君 |
| 消防本部総務課長 | 渡邊裕斗君 |
| 消防署警防課長 | 秋田芳敬君 |
| 事務局長 | 堀 靖樹君 |
| 主幹 | 志 茂 隆君 |

【委員長挨拶】

(高間委員長)

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は、7名全員でございます。ほかに、議長が出席されております。

理事者側からは、総務企画課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育課、地域振興課、建設課、上下水道課、市民課、生活福祉課、総務企画課、財政課、選挙管理委員会の順に報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和7年度補正予算についての説明の際は、案件に関する各課長又は説明員の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに、総務企画課、土木課、生活福祉課、教育課、消防本部、それで次に、地域振興課、財政課、市民課、保健福祉課、出納室、上下水道課の案件といたします。

そのように執り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように執り進めて参ります。

【消防本部】

(高間委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。

松倉消防長。

(消防長)

消防本部からは、3件の報告事項があります。

最初に、私から令和7年中における火災救急救助等の出動状況について報告いたします。

その後、南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議については渡邊総務課長、夕張市火災予防条例の一部改正については秋田警防課長から報告いたします。

それでは、まず資料1をご覧ください。

令和 7 年火災の状況について報告いたします。

令和 7 年の火災件数は 9 件で、建物火災が 4 件、車両火災が 2 件、その他火災が 3 件です。令和 6 年と比較すると、2 件の増加となっています。人的被害はありませんでした。

続きまして、救急・救助・ドクターヘリ出動状況について報告いたします。資料 2 をご覧ください。

令和 7 年の救急出動件数は、483 件です。令和 6 年と比較すると、1 件の増となっております。

内訳は、急病が最も多く 299 件、続いて一般負傷が 94 件、転院搬送が 60 件、交通事故が 17 件、以下、資料のとおりであります。

搬送人員は 419 人で、令和 6 年と比較すると、15 人の増となっております。

下の段に移りまして、令和 7 年の救助出動件数は 7 件で、内訳は、交通事故が 3 件、その他の事故が 4 件です。救急搬送人員は 2 人です。

さらにその下の段に行きまして、令和 7 年のドクターヘリ要請件数は 15 件で、内訳は、急病が 12 件、交通事故が 2 件、一般負傷が 1 件です。そのうち、搬送人員が 11 人です。

以上です。

続きまして、渡邊総務課長より南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について報告いたします。

(高間委員長)

渡邊総務課長。

(消防本部総務課長)

報告事項 2、南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について説明いたします。

(1) 構成市町首長による合意書の締結について、資料 3 のとおり、消防指令事務の共同運用に向け、記載の必要事項に係る首長合意を締結したところであります。

続きまして、(2) のア、南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会規約につきましても、(1) の合意書に基づき、協議会を設置するため、資料 4 にあります規約を、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により定め、その協議内容については、同条第 3 項の規定により、議会の議決を要することから、令和 8 年第 1 回定例市議会に上程するものであります。

(2) のイ、今後の予定につきまして、資料 5 をご覧ください。

表の下の欄が当市行動計画となっており、現在は 1 番上の段、令和 7 年度 3 月の議会議決前の進捗となっております。

議会承認後は、令和 8 年度 4 月に無線基地局の整備の仮契約を行い、本契約については、議会承認が必要なため、承認後、本契約、工事着工の予定となっております。

なお、本工事に伴い、各地域の消防サイレンを撤去するため、10 月頃をめぐりにサイレン吹鳴を廃止する予定となっております。

以上で、説明を終わります。

(高間委員長)

それでは、次、(3) お願いいたします。

(警防課長)

3、夕張市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

資料 6 をご覧ください。

1 の改正理由といたしまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する省令が一部改正され、従来のサウナ設備と特性が異なる簡易サウナ設備を別の種類のものとして位置づけることと、住宅における火災の予防を推進する施策に感震ブレーカーの普及促進が明確化されたことを踏まえ、火災予防条例準則が改められたことに伴い、これに準じて、所要の改正をしようとするものであります。

今回、改正されます、簡易サウナ設備と感震ブレーカーについてご説明いたします。

簡易サウナ設備とは、屋外、その他の直接外気に接する場所につけるもので、テント型サウナ室、テント室でサウナを活用したものであります。または、バレル型サウナ室、円筒形で木製のもの、これらに設ける放熱設備であり、熱源が薪又は電気を使用するものです。

従来、サウナ設備とは、浴場等の建物内に設置されているものでしたが、従来の屋内設備を前提とした基準では、最近急増している、この簡易サウナ設備に対応できないことから、簡易サウナ設備を別の種類のものとしようとするものです、

また、感震ブレーカーについてご説明いたします。

過去に発生した阪神・淡路大震災や東日本大震災で、電気機器の転倒による火災や家具等が転倒し、電気配線を切断させ停電後の電気復旧時に、切断した配線がショートして出火するという通電火災など、電気を原因とする火災が数多く発生したことから、一定以上の地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気を遮断する機能を持つ装置となります。

2、改正内容についてですが、新旧対照表、資料 7 をご覧ください。

新旧対照表右側の現行サウナ設備となっておりますが、こちらのほうから簡易サウナ設備が新設されております。そして、サウナ設備を一般サウナ設

備と文言の変更を行っております。

2 ページをご覧ください。

住宅における火災の予防の推進、第 30 条の 9 の (1) 中に、住宅用防災機器、その次に、先ほどご説明した感震ブレーカーという文言が追記されております。

新旧対照表については、以上です。

3、施行日については、令和 8 年 3 月 31 日となっております。

以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

資料 5 の夕張市の行動計画の中で、市民周知に、今はサイレンを使っているのですけれども、それを、令和 8 年 10 月頃をめどに廃止する予定ということになっているのですけれども、その後、火災等の周知を市民に対してどのように周知するのかについて、お考えがあればお伺いしたいのですけれども。

(高間委員長)

総務課長。

(消防本部総務課長)

千葉委員の質問にお答えします。

これまで、サイレンについては、消防職団員の招集用として吹鳴してきたところです。

一般市民の周知に関しては、これまでと同様 4949 の番号をもって周知する予定で、この 4949 の番号も、今後、変更になる予定ですので、それに合わせて広報ゆうばり等で周知を進めていく考えであります。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

それは、市民が電話をしないと分からないあれだと思ってしまうのですけれども、それを、例えば消防本部のホームページとかで、今日どここの火災がありましたとかという、そういう周知をする方法を、お考えがないのかどうか、お伺いしたいのですけれども。

(高間委員長)

消防長。

(消防長)

千葉委員のご質問にお答えしたいと思います。

千葉委員、おっしゃるとおり、電話で直接確認しないと分からないものに関してなのですけれども、そのほかの市民の周知、千葉委員、おっしゃるとおり、ホームページの掲載であるとか、市の X のものであるとか、そういうものについて周知するということについては、まだ消防署内でも今協議中ですので、今後の対応については、改めてご報告したいというふうに考えております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで消防本部を終わります。

お疲れさまでした。

【教育課】

(高間委員長)

それでは次に、教育課より報告を受けて参ります。

教育課長。

(教育課長)

お疲れさまでございます。教育委員会からは、2 点ご報告させていただきます。

まず 1 点目、指定管理者の指定について、教育委員会所管の下記施設について、本年 3 月 31 日をもって、管理運営に関する協定期間が満了となることから、再度指定管理者を指定し、協定を締結しようとするものでございます。

1 つ目が、夕張市紅葉山パークゴルフ場、指定管理者は、紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会。指定管理期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

②夕張市営球場、指定管理者は、夕張軟式野球連盟。指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

2 点目、平和運動公園におけるネーミングライツ契約の更新について。

本年 3 月 31 日をもって、契約期間満了を迎える夕張市平和運動公園のネーミングライツ契約について、現契約者において、更新する意思が確認され

たことから、令和 8 年度において、所定の事務を執り進めるものでございます。

夕張市平和運動公園ネーミングライツ契約、契約者は、株式会社サングリン太陽園。契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間。愛称は、これまでと変わらず、平和運動公園はサングリンスポーツヴィレッジ、野球場はサングリンスタジアムとなっております。

報告は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ないようですので、これで教育課を終わります。

お疲れさまでした。

【地域振興課】

(高間委員長)

それでは、次に、地域振興課より報告を受けて参ります。

はい、課長。

(地域振興課長)

地域振興課からは、3 点ございます。

資料で最初の順番で先に 3 点、名前だけ申し上げますと、1 点目が、夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について、2 番目が、夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定について、3 つ目が、夕張市農業委員会における委員の募集についてでございます。

順を追って 1 個ずつ説明します。

資料 1 が、最初のバイオ試験農園に関してでございますけれども、まず経過からご説明いたします。

趣旨のところを先に立ちまして、このバイオ試験農園に関しましては、昭和 63 年 7 月に本条例を制定し、バイオテクノロジーによる新しい農業特産物の研究開発を目的とした夕張市バイオ試験農園を設立したところです。

同時に、北海道東海大学と協定を締結し、運営管理をお願いしてきたところでございます。

平成 23 年に、この北海道東海大学から所期の目的が達成されたといったような申出があり、協定を終了するとともに、平成 23 年度末をもって、この当該施設の利用を終了されたというところでございます。

その後、平成 24 年 4 月から株式会社夕張ツムラさんが、こちらの新しい

薬用作物の栽培試験のために、こちらの当該施設を使いたいとお申出があったことから、目的外という形で使用していたところでございますけれども、令和3年度の末をもって、こちらの目的外使用も終了しており、令和4年度以降は、特に何か使用するというのではなくて、当課のほうで、最低限の管理を行ってきたというところでございます。

今年度につきましては、市の福祉除雪の事業を受注された業者さんが、その実施のための重機とか、除雪道具を保管するといった場所の基地として使っているほか、従事する作業員さんの退避とか休憩場所として使いたいということで、こちらは令和8年3月31日、今年度末まで、目的外使用ということでお申出がありましたので、その許可をして、使用していただいているというところでございます。

廃止の理由なのですが、先ほど申し上げたとおり、当初、設置した目的である、このバイオテクノロジーによる新しい農業特産物の開発というところは、二事業者さんを含めて利用が終わりましたので、一定程度その役割は終わったというふうに、目的は達成したというふうに考えて、今後、この目的での実施、目的に沿った利活用は難しいというところで廃止をさせていただきたいというところでございます。

また、廃止の条例の施行日については、令和8年4月1日を考えているところでございます。

ひとまず、このバイオ試験農園の設置条例の廃止については以上でございます。

(高間委員長)

続けて報告お願いいたします。

(地域振興課長)

続けてでいいですか。

(高間委員長)

はい。

(地域振興課長)

続きましては、夕張市公設地方卸売市場の指定管理につきまして、資料に沿ってこちらもご説明します

経過に関しましては、平成23年度から指定管理者制度を利用した管理運営を行っておりまして、現在は、令和3年度に開始した3期目の指定期間が、こちらは令和8年3月31日をもって満了となりますことから、引き続き指定管理者による、当該施設の管理運営を行いたいというところで公募をして、募集を行ったところでございます。

公募の概要につきましては、資料のとおりでございますが、指定期間に関

しましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます

募集結果は、記載にありますとおり、1 団体から応募がございまして、その応募を踏まえて、選定委員会を開催したところでございます。

記載の日時で行いまして、委員につきましては、外部からの委員 3 名を含む 5 名で開催させていただきました。

プレゼンテーション及び採点をしたところ、4 番に記載のとおり、夕張友酉市場株式会社、代表取締役は多喜さんでありまして、選定理由に記載のとおり、現在に至るまで本施設を指定管理していただいているといった実績も含めて、あるいはこれからの事業計画といいますか、基本的な方針のところも、施設目的、設置目的に資する活用ができるのではないかというふうになったところから選定した結果でございます。

今後につきましては、本委員会を経て、ご同意いただければ、定例市議会に提案したいと考えているところでございます。

そのまま、では、続けて、3 番もご報告させていただきます。

3 番につきましては、農業委員会の委員募集ということで、資料 3 にございますとおり、農業委員の候補者及び農地利用最適化推進委員の候補者を募集することでございます。

概要につきましては、資料 3 にまとめているとおりで、両委員の共通項目、あるいは農業委員の候補者の要件等、最適化推進委員の要件等を記載しているところでございます。

それぞれ農業委員はあるのですが、7 名、推進委員の方は 5 名でございまして、任期は令和 8 年の 7 月 20 日から 3 年間でございます。

募集期間につきましては、今年の 3 月 3 日から 3 月 30 日までと考えておりますが、もし応募者が定数に満たない場合は、延長を予定しております。受付時間は開庁時間というところでございます。

募集の周知につきましては、広報誌のほか、市のホームページ、掲示板ですとか、関係者が多い JA 夕張市さん、土地改良区などの農業関係団体に文書を発出して、周知などをお願いする予定でございます。

今後の日程につきましては、応募が定数以上の場合は、農業委員の候補者につきましては、農業委員候補者評価委員会を経まして、6 月の議会で、また改めて候補承認をいただくように諮りまして、ご承認が得られれば、7 月に、市長から任命されるという運びになります。

農地利用最適化推進委員の候補者様につきましては、農業委員会が行う農地利用最適化推進委員選考委員会で選考された後に、農業委員会の総会を経て、こちらと同じく 7 月に農業委員会の会長が委嘱するという予定でござい

ます。

3件につきまして、私からの説明は以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

櫻井委員。

(櫻井委員)

資料1に関してなのですが、直接は関係はないかもしれないのですが、質問としてですね、今、福祉除雪の道具の保管が、令和8年からということで利用があるということなのですが、これは今後も目的外使用が、例えば、ほかの方がまた使いたいという場合は、それに応じて可能だということなのでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

この条例を廃止しますので、廃止が認められれば、普通財産みたいな形になる手続を進めさせていただいて、その上でこの建物、施設をどうするかということは、事業者さんが、今後、もしまだやり続けるのであれば、その施設を活用するかというところで、当課とか、福祉除雪のほうを所管している課と協議していくことになります。

なので、その場合は、むしろ目的外ではなくて、その目的に沿って、また使っていただくというようなことになりますので、目的外という形ではないのではないかなというふうに考えております。

(櫻井委員)

分かりました。

利用については可能になるということですか。

(地域振興課長)

それは、使っていただくことももちろん、お話としては、方向性はあるというふうには聞いておりますし、使えることも、大丈夫だとは思いますが。

(櫻井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【建設課】

(高間委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けて参ります。

佐藤建設課長。

(建設課長)

お疲れさまです。

建設課からは、2点報告がございます。

資料1をご覧ください。

1点目、夕張市営住宅条例の一部改正についてでございます。

令和7年度中に除却しました清陵町の改良住宅7棟30戸を、条例の管理戸数から減らすため、条例の一部を改正するものでございます。

条例の施行日は、令和8年4月1日で、第1回定例会市議会に上程を予定しております。

続きまして、資料2をご覧ください。

2点目は、夕張市営住宅等指定管理者の選定についてでございます。

現指定管理者であります株式会社YKMの指定管理期間が、7年度末で満了することから、8年度以降も市営住宅等の指定管理を行うため、同社を公募によらない指定管理者の候補者として選定し、指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、第1回定例会市議会に上程をするものであります。

指定管理期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間となります。

以上であります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ないようですので、以上で建設課を終わります。

【上下水道課】

(高間委員長)

それでは、次に、上下水道課より報告を受けて参ります。

上下水道課長。

(上下水道課長)

それでは、夕張市水道事業経営戦略の改定についてご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

経営戦略の策定は、平成 26 年 8 月に総務省より中長期的な経営の基本計画を策定するよう通知があり、平成 30 年 3 月に策定したところです。

令和 4 年 1 月の通知におきまして、さらなる経営健全化の取組を進め、より質の高い計画となるよう、今年度末までの改定を要請されていることから、今回、改定を行いました。

概要についてですが、これまでは、夕張市上下水道第 8 期拡張事業計画を策定し、使用料の改定及び経費の削減に努めるとともに、新たに PFI 事業を導入し、浄水場等の更新と維持管理業務の一括委託を行って参りました。

しかし、今後、施設の老朽化に伴う建設改良費の増加が予測されることを踏まえ、水道施設や管路の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、事業の効率化、施設管理の見直しなど、経営基盤強化のための取組を一層推進することが必要になります。

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給し続けるために、経費削減や収納対策の徹底を図るとともに、コンパクトシティ推進を見据えた施設の維持管理について検討するなど、現状と将来見通しを踏まえ、現行の経営戦略を見直しした上で、中長期的な経営の基本計画が必要となることから、本経営戦略を改定するところでございます。

経営戦略の内容につきましては、地域住民に経営状況などを公表する必要があることから、本年 3 月中に、市のホームページに掲載するとともに、広報ゆうばりでも、経営戦略について周知することとしております。

なお、資料 1 には経営戦略策定についての概要、1-2 につきましては夕張市水道事業経営戦略を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、上下水道課の報告を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

資料 1-2 の中の経営戦略なのですが、5 ページ目になるかと思うのですが、料金の見直し等について、現行料金では厳しくなっていく、料金改定を行う必要があるというふうになってはおりますが、具体的なその辺のところの考え方が記されていないようにお見受けするのですが、

それでいて、投資・財政計画等を見ますと、令和 12 年度からは、基準外の繰入金を大幅に増額した中での計画を考えておられるということなのですが、この辺のところについて考え方を少しお話しただければと思います。

(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

今、水道料金の値上げについての工藤委員からのご質問ですがけれども、当然、現行料金では安定した事業経営が厳しい状況になるため、今後、適正な料金体系について検討を行う必要があるということは認識しております。

ただし、水道料金を値上げすることに当たって、安定的に老朽施設が更新できるよう、状況に応じて財源対策を講じなければならないこととともに、施設の計画的な更新、計画策定を同時進行で検討するという事も併せて行う必要があるというふうに考えております。

今後も、事業の収支均衡を図りながら、健全な経営に努めて参りたいと思っておりますけれども、改定の動きにつきましては、この計画で終わりということではなくて、議会に対しましては、事前に情報共有を図りながら、必要なインフラ整備を、進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

では、ないようですので、これで上下水道課を終わります。

【市民課】

(高間委員長)

それでは次に、市民課より報告を受けて参ります。

市民課長。

(市民課長)

お疲れさまでございます。市民課のほうからは、3点説明いたします。

まず1点目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、改正理由としては、主に2つございまして、1つ目が国民健康保険法施行令の一部改正に準じた改正、それからもう1つは保険料の必要見込額との関連による改正ということで、こちらにつきましては、本市では、保険料の統一に向けて、北海道が定める保険料率、こちらに段階的に近づけているところでございますので、そのための保険料の改正となっております。

それでは、主な改正内容でございます。

1つ目、健康保険料に係る賦課限度額の改正、こちらにつきましては、法

令の改正、これに準ずるもので、賦課限度額、こちらを引き上げるもの。それから、もう1つが、令和8年度に新設されます子ども・子育て支援納付金賦課額、こちらに関する賦課限度額を設定するものになってございます。

この子ども・子育て支援納付金についてですけれども、こちらは、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるという目的で、令和8年度から子ども・子育て支援金制度というのが開始されますので、この支援金については、国民健康保険料と一体的に徴収するということになってございます。そのため、新設するものとなります。

この支援金につきましては、国民健康保険料のみならず、会社勤めの方が加入しております、社会保険料、こちらにおいても、同様の制度になってございます。

2つ目、軽減判定所得の改正になります。

こちらにつきましても、法令改正に準じた改正になります。中身としては、5割軽減、2割軽減を受けられる判定所得の額を広げるような改正になってございます。

3点目、国民健康保険料率の改正になります。

こちらにつきましては、料率については北海道が目指す保険料の統一ということで、道内に住んでいれば同じ所得、同じ世帯構成であれば、保険料は同じという、これは北海道のほうで統一を目指しておりますので、夕張市においても、北海道が定める保険料率、こちらに徐々に近づけていく方針としておりますので、その方針に基づいて、令和8年度の保険料率についても、改めるための条例改正になってございます。

改正の中身については、表のとおりでございまして、1番下、これも先ほどご説明いたしましたけれども、子ども・子育て支援納付金、こちらは令和8年度に新たに設けられるものですので、新設となってございます。

今回のこの(1)から(3)までの条例改正の内容につきましては、夕張市国民健康保険事業の運営に関する協議会、こちらに諮問いたしまして、改正内容については、同意する旨の回答を得ているところでございます。

条例の改正につきましては、施行日については、令和8年4月1日、条例改正案につきましては、令和8年第1回定例夕張市議会に提案をいたすところでございます。

資料1についての説明は以上になります。

それでは、資料2、コミュニティセンター指定管理者の指定についてでございます。

こちら、南部コミュニティセンターに関してなのですが、南部コミュニティセンターにつきましては、令和8年度末をもって、指定管理期間が

終わりますので、現指定管理者に意向調査を行ったところ、継続したい旨の意向を確認できました。

ですので、現在の指定管理者を、夕張市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第2号ということで、ちょっと次のページに、参考ということで条例を載せてあります。

市民課の説明に至るまでに、もしかしたら、指定管理者の指定についてということで説明を受けていたのかもしれませんが、ちょっと説明させていただきます。

資料を3つ、条例規則載せておりまして、真ん中、こちらが指定管理の手続に関する条例になります。

第5条、市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。その第5号、(5)その他市長が特に必要があると認めるときと。

この必要があると認めるときというのはどういうときかということ、1番下、条例施行規則を載せております。

第5条、条例第5条第1項第5号に定める市長が特に必要と認めるものは、次の各号に掲げる場合とするということで、第2号、(2)地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指名する場合となっております。

こちらに該当するというので、1ページ前の資料に戻っていただいて、4行目ぐらい、公募によらない指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定後、候補者のほうから提出のあった申請書、こちらの内容が、指定管理者の選定条件を満たしておりましたので、現指定管理者を次の指定管理者として、続けて指定するものでございます。

なお、本件に係る議案につきましては、令和8年第1回定例夕張市議会に提案するものでございます。

以上でございます。

次が、資料3になります。少々お待ちください。

ごみ広域処理に係る検討・協議経過についてでございます。

現処分場であります富野じん芥埋立処分地施設、こちらの延命化を図るため、岩見沢市を中心とする3市町、具体的には、岩見沢市、美唄市、月形町の2市1町になります。こちらで既に実施されておりますごみの広域処理の枠組み、こちらへの参加について打診を行いまして、協議を重ねてきたところでございます。

協議経過のほうにも記載させていただいておりますが、これまで数回担当者レベルでの協議を重ねて参りましたが、これまでの協議によりまして、夕張市の可燃ごみの受入れは可能であるとのことで、受け入れていただく方向

で引き続き協議していただけることになったところでございます。

受け入れていただくための条件でございます。

分別については岩見沢市の分別基準に合わせることで、受入れについては可燃ごみとし、当初は、ごみステーションで収集するごみのみとすること、焼却灰は持ち帰ることとなっております。

現在、夕張市におけるごみの収集につきましては、可燃ごみ、不燃ごみの区分なく、一般ごみとして収集しておりますが、受け入れていただくごみについては可燃ごみのみとなりますことから、今後、広域処理の枠組みへの参加が認められた場合には、可燃ごみと不燃ごみとに分けて収集する必要があります。

また、当初受け入れていただく可燃ごみについてですけれども、下のほうに表で参考資料としてつけております家庭系可燃ごみのうち、太線で囲いましたごみステーションで収集する可燃ごみとなります。

それ以外の可燃ごみの受入れにつきましては、今後のごみの量の推移、それから焼却施設の処理能力などを見ながら、引き続き受入れについて、検討していただけることになってございます。

今後のスケジュールについてです。

令和 8 年度中に基本合意書を締結できればと考えております。その後、令和 9 年度中には、事務委任に関する議会の議決などの手続を進めまして、令和 10 年度中に、広域処理を開始できるよう、引き続き 3 市町との協議、それから内部検討を進めて参りたいと考えております。

説明については以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

荒井委員。

(荒井委員)

報告 2 番のコミュニティ指定管理者の指定についてなのですが、こちらのほうの条件としては、前回と同じ条件をそのまま引き継いでいるのかなとは思いますが、除雪問題とかで、もめるようなこととかはなかったですか。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

荒井委員の質問にお答えいたします。

私も含めて、担当者と私と現指定管理者のほうに赴きまして、直接お話を聞いております。その中で、もめるということは特にありませんでした。

条件に関しては、これまでの指定管理の条件と同じ条件となっており、

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

資料 3 のごみの広域処理に関するところで質問なのですが、3 番目、条件について、焼却灰は持ち帰るということで、焼却灰については今までどおり埋立地に持ってくるというような形になるのでしょうか。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

櫻井委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、焼却灰については持ち帰ってきまして、処分地に埋め立てることになります。

(櫻井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかに。

荒井委員。

(荒井委員)

3 番のごみ広域処理に係る検討についてなのですが、3 番の受入条件、分別は岩見沢市の分別基準に合わせる。こちらは、いつからを予定しているのかは考えていらっしゃるのですか。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

荒井委員の質問にお答えいたします。

これまで、一般ごみとして出しておりました、可燃・不燃で分けておりませんでしたので、慣れる必要があるのかなというふうに考えてございます。

今後のスケジュールの中で、令和 8 年度に基本合意書の締結、令和 9 年度には事務委任に関する議会の議決をできればという記載をさせていただいておりますけれども、10 年の広域処理を開始する前、9 年度中には、新ルールに基づく収集を開始できればと考えております。

以上でございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ないようですので、これで市民課を終わります。

お疲れさまでした。

【生活福祉課】

(高間委員長)

それでは、次に、生活福祉課より報告を受けて参ります。

はい、課長。

(生活福祉課長)

それでは、生活福祉課より、夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

それでは、資料1をお開きください。

初めに、制定理由ですが、児童福祉法において、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度というものが規定されまして、令和8年度から、全国の自治体で実施が義務化されることから、次のとおり基準を定めるものです。

次に趣旨ですが、当該事業を実施するため、事業の認可に必要となる施設の安全確保、衛生基準、設備の基準、職員の要件等に規定するものです。つきましては、次期定例市議会にお諮りし、施行日は令和8年4月1日を考えております。

次に、資料2、こども誰でも通園制度について説明します。

この事業は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に創設された制度です。

対象となりますのは、0歳6か月以上、3歳未満の子どもで、利用期間は、月10時間までとなっております。利用料金はかかりますが、保護者の就労要件を問わず、市内認可施設2か所において、定員の余裕を活用する形で利用することができます。

なお、この事業の開始に当たりまして、先日開催した第1回子ども・子育て会議の中で、制度の概要や条例の趣旨を説明し、了承を得たところであります。

以上で説明を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

櫻井委員。

(櫻井委員)

こども誰でも通園制度についてなのですが、こちらは、利用者にとってはサービスが、選択肢が増えてとてもいいことだなというふうに思うのですが、余裕活用型ということになっているのですが、余裕がある場合というのとはどのような基準になるのでしょうか。

(高間委員長)

生活福祉課長。

(生活福祉課長)

櫻井委員のご質問にお答えします。

定員に余裕があるということで、定員に達していないところで、その余裕がある場合に限り、利用できるものです。

(高間委員長)

よろしいですか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

こちら、1人月10時間ということで、かなり僅かな時間でお預かりするというふうになると思うのですね。やはり子どもの特性はそれぞれだと思いますので、その短い時間で把握しなければならないということもあると思うのです。

なので、保育士さんに新たな負担が生まれることがないように、より安全な受入体制をお願いしたいと思います。

(高間委員長)

よろしく願いいたします。ほかに。

荒井委員。

(荒井委員)

利用可能時間数だったのですが、こちらは逆に言うと、月10時間までは記載されているのですが、1日で計算すると、月に1日だけだったら、10時間までという使い方とか、へ理屈の世界になると思うのですが、何分以上何時間以内までみたいな形の制約はないのですか。

(高間委員長)

生活福祉課長。

(生活福祉課長)

条件として、月10時間までという上限設定がされているだけで、それ以

外については特段定めがなく、その期間の中で、定員が余裕はある場合に限って、希望に沿う形で利用できるものです。

(高間委員長)

よろしいですか。

(荒井委員)

あくまで基本的には 10 時間という形ではあるけれど、ちょっと 1 日みたいな形で相談が来たときは、要応談みたいな形でというところも鑑みるみたいなことですかね。

(高間委員長)

生活福祉課長。

(生活福祉課長)

あくまでも月 10 時間なので、その間で使える場合は、園に余裕がある場合は使えますので。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

令和 7 年度でいいのですけれども、このゆうばり丘の上こども園と沼ノ沢保育園は、例えば余裕があったのかどうなのかという、現状としてはどうなのですか。

(高間委員長)

生活福祉課長。

(生活福祉課長)

ただいまの千葉委員のご質問にお答えします。

夕張では、幸い認定こども園と沼ノ沢保育園ですか、両方とも余裕がありまして、その範囲内で利用できるものです。

(高間委員長)

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

【総務企画課】

(高間委員長)

それでは、次に、総務企画課より報告を受けて参ります。

はい、課長。

(総務企画課長)

総務企画課からは、3点ご報告がございます。

資料1をご覧ください。

まず1点目、夕張市職員給与条例の一部改正についてでございます。

条例の改正の趣旨といたしましては、令和7年人事院勧告に基づきまして、国家公務員給与法、こちらが改正されております。その中で、通勤手当に関して改正がありましたことから、本市職員の給与についても、国公準拠ということで、賞与の改正を行うものでございます。

改正の内容です。通勤に自動車等を使用しまして、駐車場料金を負担していることを常例としている職員に対して、1か月5,000円を上限とする通勤手当を新たに支給するものでございます。

なお、本改正に併せまして、本夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部についても、整理改正、こちらを併せて行います。

新旧対照表については、次ページをご覧ください。

夕張市職員給与条例については、第18条第2項に今回の改正内容を新設しております。

夕張市職員の育児休業等に関する条例につきましては、これに伴いまして、これまで第18条第3号としていたところを、第18条第1項第3号という改正となっております。

資料をお戻りいただきまして、2点目でございます。

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

条例改正の趣旨といたしましては、本市職員の仕事と家庭の両立を支援しまして、男性職員の育児参加、こちらを促進するため、育児参加のための休暇を新たに新設するものでございます。

改正内容につきましては、男性職員の妻が出産する場合におきまして、当該出産に係る子、または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に取得できる育児参加の休暇、こちらを新設するものでございます。

当該休暇につきましては、出産予定日の6週間前から出産の日以後1年を経過するまでの期間において、5日の範囲内で取得できるものと、こちらの規定につきましては、規則のほうで規定いたします。

条例の新旧対照表につきましては、10ページの、さらにもう1枚目おめくりいただいて記載しております。

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の新旧対照表です。第5条第2項第3号の特別休暇の規定の中に、新たに、シ 育児参加の休暇、こちらを追加するものでございます。

続きまして、報告事項3点目、次ページ、資料2をご覧ください。

夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてでございます。

こちら、背景と趣旨につきましては、本市は過疎地域としての要件に該当しますことから、令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、こちらに基づきまして、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とする、夕張市過疎地域持続的発展市町村計画、いわゆる過疎計画と言っているものですが、こちらを策定しております。

本年度が当該計画の最終年となることに伴いまして、令和8年度から、この法律の期限の最終年でございます令和12年度まで、こちらの5年間を計画期間とした計画を変更しようとするものであります。

囲みで参考として書いておりますけれども、※2 過疎地域持続的発展市町村計画、なぜこちらを策定しているかというところなのですけれども、過疎地域における持続的発展の指針となる市町村が策定する計画でありまして、こちら、過疎計画に基づいて行う事業につきましては、過疎対策事業債、こちらの発行、それから地方税の減収補填措置など、国の各種支援が受けられるものでございまして、当市の財政運営上、非常に重要な財源となっている過疎債の発行は、こちらで可能になるというようなものとなっております。

こちら、続きまして、2、計画期間でございますけれども、令和8年度から令和12年度までの5年間となっております。

3、計画の変更内容ですが、こちら計画期間の変更、それから、現在の状況に合わせた内容変更（時点修正）等を行っております。また、誤字脱字を含めた表現内容の一部見直し（文言修正）をしております。それから、事業項目の追加、変更、削除を適宜行っております。

4、北海道との協議でございます。

過疎計画策定に当たりましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第7項の規定に基づきまして、北海道が策定しております北海道過疎地域持続的発展方針、こちらと整合性を図る必要がございます。

ですから、北海道のほうと協議を行いまして、令和8年2月4日付で、北海道から今回の変更内容については同意を得ているところでございます。

今後の予定でございます。

法律の第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を経て、そのうち、過疎計画を成案とした後、第8条第8項の規定に基づきまして、直ちにこれを公表するとともに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣等、主務大臣に提出する予定となっております。

今回の過疎計画の変更一覧につきましては、別添横表で添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

説明につきましては以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ないようですので、これで総務企画課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

お疲れさまです。財政課からは、報告事項2点ございます。

まず1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。
計画変更の基本的な考え方といたしまして、今回の財政再生計画の変更は、令和7年度第5次(1月)の変更以降に生じた新たな課題に対応するものであります。令和7年度の今回の計画変更額は歳入歳出とも2億5,042万5,000円となります。

変更に伴い必要となる財源につきましては、普通交付税や寄附金等の特定財源を活用して対応するため、再生計画期間の変更はございません。

資料の説明は、先に1の歳出関係で変更のある事業につきまして、関係各課ごと順にご説明し、その後、歳入をご説明いたします。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っているところであり、内容に変更が生じる場合がありますことを、あらかじめご承知おき願います。

それでは、まず最初に、総務企画課、土木課、生活福祉課、教育課、消防本部の案件について、ご説明いたします。

1番目、職員退職手当。

令和7年度内に、当初予算では予見できない事由により退職する2名の職員に支給する退職手当につきまして、所要経費を計上するものでございます。
変更額は4,351万6,000円、財源は全額一般財源です。

2番目、国庫支出金過年度還付。

子ども・子育て支援事業に係る令和6年度国庫補助金につきまして、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に関わる経費を計上するものでございます。

変更額は1万5,000円、全額一般財源となります。

3 番目、道路維持経費。

市道の道路維持に関わる光熱費につきまして、令和 7 年 10 月以降の電気料金の値上がりが影響し、当初予算に不足が生じる見込みであることから、増額分を計上するものでございます。

変更額は 51 万 6,000 円、全額一般財源となります。

4 番目、市道除雪経費。

市道除雪の実施につきまして、11 月における想定外の降雪のため、出勤回数が増加したほか、老朽化による除雪車両の修繕が必要となったことから、当該予算に不足が生じるため、その不足分を増額するものでございます。

変更額は 1,275 万 6,000 円、全額一般財源となります。

5 番目、子どもの学習支援事業。

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業につきまして、当初予定していた事業者への業務委託が困難となったことから、今年度の事業実施を見送り、当該予算を減額するものでございます。

変更額はマイナス 245 万 4,000 円、こちら、財源に伴いますので、国庫支出金 122 万 6,000 円、一般財源 122 万 8,000 円も減額となります。

6 番目、生活保護システム改修。

生活扶助基準改定に伴う生活保護費の追加給付につきまして、速やかに対応する旨の国からの通知により、当該給付事務作業に必要な生活保護システムの改修経費を計上するものでございます。

変更額は 33 万円、こちら、財源につきましては、全額国庫支出金の特定財源となります。

7 番目、石炭博物館地下展示室除雪。

これまで市職員が行っていた博物館地下展示室の屋根の雪下ろしにつきまして、職員の安全面を考慮し専門業者による対応とすべく、博物館管理委託料について、除雪経費見合い分を増額するものでございます。

変更額は 35 万 7,000 円、全額一般財源となります。

8 番目、消防庁舎修繕設計業務。

こちら、令和 8 年度に予定していた消防庁舎修繕工事に係る設計業務につきまして、昨今の建設業界における人材不足等により、本業務を請け負う業者がないことから、今年度の事業実施を見送り、当該予算を減額するものでございます。

変更額はマイナス 488 万 4,000 円、こちら全額一般財源となっておりますので、見合い分の歳入の減額となります。

ここで一旦区切った上で、委員の皆様からのご質問をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

それでは、土木課、生活福祉課、教育課は退席をし、地域振興課、市民課、保健福祉課が入室をいたします。

(高間委員長)

それでは、続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

それでは、地域振興課、財政課、市民課、保健福祉課、出納室の案件を説明いたします。

9番目、幸福の黄色いハンカチ基金積立金。

まちづくり寄附条例に基づく寄附が当初予算で計上した見込みを上回っていることから、当該額を基金に積み立てる経費を計上するものでございます。

変更額は1億7,708万4,000円、全額夕張まちづくり寄附金の特定財源となります。

10番目、減債基金積立金。

国の補正予算におきまして、臨時財政対策債償還のために基金に積み立てる経費として普通交付税が措置されたことから、当該額を減債基金に積み立てる経費を計上するものでございます。

変更額は1,245万7,000円、全額一般財源となります。

11番目、介護保険事業会計繰出金。

市内介護老人保健施設の事業廃止に伴い、介護予防・生活支援サービス事業における利用件数が増加したことで介護会計予算に不足が生じ、補正を行う必要があることから、一般会計から必要分の繰出を行うものでございます。

変更額は35万8,000円、全額一般財源となります。

12番目、一般会計予備費。

急な解散により、2月8日に執行された衆議院総選挙を予備費で対応したことにより、今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、その見合い分を予備費増額するものでございます。

変更額は1,260万6,000円、全額一般財源となります。

13番目、乳幼児医療給付。

夕張市医療給付に関する条例に基づく乳幼児等に対する医療費助成につき

まして、入院医療に係る件数及び医療費の増などにより当該予算に不足が生じる見込みであることから、増額分を計上するものでございます。

変更額は93万9,000円、こちら、財源といたしましては、道支出金が23万5,000円、残り70万4,000円が一般財源となります。

14番目、国庫支出金過年度還付。

産後ケア事業など、母子保健衛生費に係る令和6年度国庫補助金につきまして、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものでございます。

変更額は10万6,000円、金額一般財源となります。

15番目、公金収納等事務手数料。

銀行間送金手数料を含む公金収納事務手数料につきまして、当初予算で計上していた金額を下回り、不用額が生じる見込みとなることから、当該不用見込額を減額するものでございます。

変更額はマイナス327万7,000円、財源となる一般財源も減額するものでございます。

次に、16番から27番までの12件につきましては、予算計上済み事業につきまして、財源の振替を行うものでありますから、資料でご確認をお願いします。

それでは、ここで一旦区切った上で、皆様からの質問をお受けしたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

それでは、歳入について説明いたします。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。

主なものにつきまして、説明いたします。

まず1番目、普通交付税の追加交付です。

こちらは、国の令和7年度補正予算により、普通交付税の再算定が行われ、交付税の追加交付があったことから、その分を計上するものでございます。

次に、13番目、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、新たに企業5社からの寄附があったことから、増額するものでございます。

変更額は 470 万円。

次に、14 番目、財政調整基金繰入金につきましては、歳入における普通交付税の増など、また歳出における財源振替などにより、全体として 6,839 万 9,000 円の減となります。

次に、15 番目、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金につきましては、他の財源手当がついたことから、財源振替により、2,220 万 9,000 円の減となります。

16 番目、過疎対策事業債（ソフト分）につきましては、発行限度額が増額となったことから、充当事業変更の上、借入額を 520 万増額させたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

資料 1-2 は、令和 7 年度第 6 次及び令和 8 年度第 1 次の計画変更の概要を示したものでございます。

資料 1-3 は、財政再生計画本文の変更を行うに当たって、新旧対照表を示しているものでございます。

資料 1-4 は、令和 8 年度第 1 次変更で、新たに計上された事業などを計上しております。

いずれも資料で、ご確認いただければと思います。

次に、報告事項の 2 点目、令和 7 年度補正予算につきまして、資料 2 をご覧ください。

1 ページには、繰越明許費補正について記載しております。

本年度予算に計上している市庁舎整備事業など、年度内に完了しない見込みである事業につきまして、繰越明許費として、補正しようとするものでございます。

2 ページは、地方債の補正につきまして、記載しております。

地方債の限度額について、過疎対策事業債（ソフト事業分）の限度額を増額補正するものでございます。

3 ページは、一般会計の補正額の款別総括であります。

補正総額は 2 億 5,042 万 5,000 円で、補正後の予算総額は 113 億 1,463 万 4,000 円となります。

4 ページから 6 ページまでは、一般会計における事項別明細の補正につきまして記載しておりますが、先ほど資料 1-1 で説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

7 ページは、国民健康保険事業会計の補正です。

過年度道支出金の精算による還付金に関わる経費を補正するものでございます。

補正額は 66 万 9,000 円で、補正後の予算総額は 11 億 1,456 万 2,000 円となります。

8 ページは、介護保険事業会計の補正でございます。

財政再生計画変更の令和 7 年度分歳出の説明にも触れましたが、介護予防生活支援サービス事業の予算が不足するため、当該経費を補正するものでございます。

補正額は 286 万 5,000 円で、補正後の予算総額は 17 億 3,863 万 2,000 円となります。

一般会計と国保、介護会計の補正予算については以上であります。

水道事業会計の補正につきましては、上下水道課長よりご説明いたします。
(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

それでは、水道事業会計補正予算について、補正予算調書によりご説明いたします。

補正予算調書の裏面の 1 ページをご覧ください。

収益的支出の水道事業費、営業外費用の補正であります。年度末までの執行見込みにより、消費税及び地方消費税 344 万 4,000 円の増額補正をしようとするものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の収支差引額は、344 万 4,000 円のマイナスとなるものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それではないようですので、これで財政課を終わります。

お疲れさまでした。

【選挙管理委員会】

(高間委員長)

それでは、次に、選挙管理委員会より報告を受けて参ります。

事務局長。

(選挙管理委員会事務局長)

それでは、報告事項でございます。

第 51 回衆議院議員総選挙の執行についてでございます。

投開票日は、令和 8 年 2 月 8 日（日曜日）でございます。

当日有権者数、男性 2,564 名、女性 2,868 名、合わせて 5,432 名となっております。前回の衆議院選と比べますと 375 人の減となっております。

投票率、夕張市につきましては、62.32%、前回から比べますとマイナスの 1.93 ポイントとなっております。北海道と全国については、記載のとおりです。

開票結果、夕張市の開票結果でございますが、小選挙区は記載のとおりとなっております。比例代表選出議員選挙につきましても記載のとおりとなっております。

報告は以上でございます。

（高間委員長）

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（高間委員長）

では、ないようですので、これで選挙管理委員会を終わります。

ありがとうございました。

【閉会】

（高間委員長）

以上で、本日予定しました案件は、全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

お疲れさまでした。

午後 2 時 50 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長 高 間 澄 子
